鹿屋市高速船利用促進支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱 鹿屋市高速船利用促進支援事業補助金交付要綱(令和4年鹿屋市告示第202号) の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「規則」という。」を削る。

第3条第1号中「購入した弁当を含む」を「弁当を購入した場合を含み、その場合にあっては昼食場所は問わない」に改める。

第4条中「(以下「補助対象経費」という。)」を削る。

第7条第1号中「(別記第3号様式)」の次に「等」を加える。

附則中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

別表要件1の項中「8,000円」を「4,000円」に、「4,000円」を「2,000円」に、「1,000円」を「500円」に、「5回」を「10回」に改め、同表要件2の項中「15,000円」を「8,000円」に、「6,000円」を「3,000円」に、「3,000円」を「1,000円」に、「3回」を「10回」に改め、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 企業が研修を行う場合であって宿泊を延長するときは、1泊の延長に限り、 第1号に規定する額に1人当たり5,000円を加算する。

別記第2号様式中「(別記第3号様式)」の次に「等」を加える。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、令和5年3月31日から施行する。